

第 6 編 緊急対応事態 対応編

第 6 編 緊急対処事態対処編

我が国に対して、着上陸侵攻などの本格的な武力攻撃事態等が、直ちに起きるとは考えにくいだが、大規模テロ等の緊急対処事態については発生する危険性が高いと考えられる。

武力攻撃事態等と緊急対処事態において県が行う措置は、住民の避難・救援、武力攻撃災害への対処など、基本的には同様であるため、こうした措置は第 2 編から第 5 編に定めるところに準じて実施していくこととする。

なお、緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する市町村、当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関及び当該地域に所在する大規模集客施設の管理者等に対し通知及び伝達を行うものとする。

第 1 章 埼玉県が想定する緊急対処事態とその対処措置

本県の地理的、社会的特性等を考慮し、発生する可能性が高い緊急対処事態として、以下のとおり 3 つを想定した。

この 3 つの想定に対する緊急対処保護措置を迅速かつ的確に実施するため、県は具体的な実施内容を定めた「緊急対処事態対応マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づき緊急対処保護措置を実施することとする。

1 想定する事態について

- (1) 多数の人が集合する施設に放射性物質、生物剤及び化学剤が大量散布された事態
- (2) 大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態
- (3) 核燃料物質が運送中、高速道路で爆破された事態

2 県緊急対処事態対策本部の設置

国から緊急対処事態対策本部設置の指定があった場合には、知事は対策本部を設置し、職員を配備する。